

高森町移住・定住促進中古住宅取得補助金交付要綱

令和6年5月7日

告示第44号

(趣旨)

第1条 この要綱は、高森町の人口の減少を抑制し、地域の活性化を図るため、新たに中古住宅の取得を行う者に対し、予算の範囲内において移住・定住促進中古住宅取得補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中古住宅 住宅又は居住の用に供したことのある家屋で、建設工事の完了から起算して1年以上のものをいう。
- (2) 専用住宅 居住の目的のためだけに建てられた住宅をいう。
- (3) 併用住宅 店舗、事務所等の業務に使用するために設備された部分と居住の用に供する部分が結合している住宅をいう。
- (4) 中古住宅の取得 購入した中古住宅の所有権保存登記、又は移転登記が完了したことをいう。
- (5) 移住者 本町の住民基本台帳に登録された日以前5年以上住民登録及び居住実態がなく、転入後5年以内である者（企業等の業務命令に基づく一時的な転勤や所属企業と関連のある企業等への赴任により一時的に住民登録されたものは除く。）をいう。
- (6) Uターン者 本町の住民基本台帳に登録された日以前3年以上住民登録及び居住実態がなく、転入後5年以内である者のうち、過去に本町に住所を有していた者、又は父、母、祖父母のいずれかが町内に住所を有する者をいう。

(補助金交付対象の中古住宅)

第3条 補助金交付の対象となる中古住宅は、玄関、居室、便所、風呂及び台所を備え、床面積が50平方メートルを超えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する中古住宅の取得については、交付の対象としないものとする。

- (1) 別荘等一時的に使用する住宅及び賃貸、販売等の営利を目的とする住宅
- (2) 相続又は贈与等の取得対価の伴わない方法により取得した住宅
- (3) 併用住宅で店舗の床面積を除いた住宅部分の床面積が50平方メートル未満である住宅
- (4) 補助金の交付対象者となる者（以下「交付対象者」という。）がUターン者以外の場合、2親等内の親族から取得した住宅
- (5) 当該住宅が公共工事等に伴う移転補償等の補填を受けて取得した住宅
（補助金交付対象者）

第4条 交付対象者は、前条に規定する中古住宅を取得した者（法人を除く。）であつて、第6条の規定による申請の日において、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 住宅取得者の年齢が45歳未満で、1人以上の同居親族を有し、18歳以下の扶養親族を有する者であること。ただし、農林業従事者又は、高森町商工会会員かつ一般社団法人高森観光推進機構の協力事業所に登録している者（以下「商工業従事者」という。）の場合は単身でも可とする。
- (2) 交付対象となる中古住宅に住居登録していること。
- (3) 高森町に5年以上継続して定住する意思があること。
- (4) 納税義務のある申請者及び同居者に市町村税・その他の納付金等の滞納がないこと。
- (5) 行政区に加入していること。
- (6) 移住者以外が申請する場合は、町内に2親等以内の所有する住宅がないこと。
- (7) 申請者は交付対象者であること。ただし、世帯員にUターン者が含まれる場合は、Uターン者からの申請として取り扱うものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、中古住宅の取得費（土地の取得も含む。）の10分の1以内の額（その額に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただ

し、補助金の限度額は50万円とする。

- 2 交付対象者が移住者である場合、前項の規定にかかわらず補助金の額は中古住宅の取得費（土地の取得も含む。）の10分の2以内の額（その額に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、補助金の限度額は100万円とする。
- 3 前2項の補助金額に、交付対象者と同居する18歳以下（申請時において18歳に達する日後の最初の3月31日までの間にある）の者1人につき10万円を加算するものとする。
- 4 交付対象者が単身の農林業従事者及び商工業従事者の場合又は、Uターン者に該当する場合は、第1項の規定を適用する。
- 5 補助金の交付は、当該交付対象者につき1回限りとする。

（補助金交付の申請）

第6条 交付対象者が補助金の交付を受けようとするときは、中古住宅取得後6か月以内に高森町移住・定住促進中古住宅取得補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、町長に申請しなければならない。

- (1) 申請者及び同居者全員の住民票（移住者の場合は戸籍の附票）
- (2) 建物の登記事項証明書
- (3) 土地及び建物の購入に係る売買契約書の写し
- (4) 当該土地の位置図、案内図、平面図等
- (5) 納税義務のある申請者及び同居者の過去3年度分の市町村民税等の滞納がないことの証明書
- (6) 定住誓約書（様式第2号）
- (7) 行政区加入証明書（様式第3号）
- (8) 同意書（様式第4号）
- (9) 単身の農林業従事者の場合は、農地台帳及び申告書の写し
- (10) 単身の商工業従事者の場合は、高森町商工会会員及び一般社団法人高森観光推進機構の協力事業所に登録していることが分かる書類
- (11) その他町長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条による交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、
適当と認めるときは、高森町移住・定住促進中古住宅取得補助金交付決定通知書（様
式第5号）により、当該申請者に通知するものとする。

(現況の調査)

第8条 町長は、補助金の交付を申請する者に対し交付要件に関する現況等について報
告を求め、又は調査を行うことができる。

(補助金の請求及び実績報告)

第9条 第7条の規定による交付決定を受けた者は、高森町移住・定住促進中古住宅取
得補助金交付請求書兼実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して、町長
に提出しなければならない。

- (1) 売買代金の支払を証明できる書類（領収書又はこれに準ずるものの写し等）
- (2) 中古住宅の写真
- (3) その他町長が必要と認めるもの

(交付決定の取消し等)

第10条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当したとき
は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付
を受けたとき。

2 町長は、前項の決定をしたときは、高森町移住・定住促進中古住宅取得補助金取消
し通知書（様式第7号）により補助金の決定を受けた者に対し通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既
に補助金が交付されているときは、高森町移住・定住促進中古住宅所得補助金返還命
令書（様式第8号）により期限を定めて、当該補助金の返還を命じるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年6月1日から施行する。

附 則（令和7年4月17日告示第28号）

この要綱は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則（令和7年10月1日告示第63号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年1月30日告示第37号）

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

高森町長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

㊟

高森町移住・定住促進中古住宅取得補助金交付申請書

高森町移住・定住促進中古住宅取得補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金申請額 金 円
- 2 申請者区分 移住者・その他
- 3 中古住宅の概要
- (1)住宅の所在地 高森町大字
- (2)所有者 住宅
土地
- (3)取得の時期 売買年月日 年 月 日
住宅取得日 年 月 日
- (4)住宅の種類 専用住宅・併用住宅
- (5)床面積 m²
うち店舗、事務所等の専有面積 m²
- (6)住宅取得費 円

4 世帯の概要

氏名	続柄	生年月日	年齢
	申請者本人	年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

5 添付書類

- (1) 申請者及び同居者全員の住民票（移住者の場合は戸籍の附票）
- (2) 建物の登記事項証明書
- (3) 土地及び建物の購入に係る売買契約書の写し
- (4) 当該住宅の位置図、案内図、平面図等
- (5) 納税義務のある申請者及び同居者の過去3年度分の市町村税等の滞納がないことの証明書
- (6) 定住契約書（様式第2号）
- (7) 行政区加入証明書（様式第3号）
- (8) 同意書（様式第4号）
- (9) 農地台帳及び申告書の写し（単身の農林業従事者の場合）
- (10) 高森町商工会会員及び一般社団法人高森観光推進機構の協力事業所に登録していることが分かる書類（単身の商工業事業者の場合）
- (11) その他町長が必要と認めるもの

様式第2号(第6条関係)

年 月 日

高森町長 様

申請者 住所
氏名
電話番号



定住誓約書

私は、今後5間以上継続して高森町に定住することを誓約します。
なお、5年未満で町外に転出する場合、補助金は返還します。

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

行政区加入証明書

住所 高森町大字 _____
氏名 _____

上記の者は行政区に加入していることを証明します。

行政区名 _____
駐在嘱託員 _____ (印)

様式第4号(第6条関係)

同意書

高森町移住・定住促進中古住宅取得補助金の交付を申請するにあたり、交付要件に関する現況について、報告又は調査を行うことに同意します。

年 月 日

申請者 住所 _____
氏名 _____ (印)
電話番号 _____

様式第5号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

高森町長

高森町移住・定住促進中古住宅取得補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった高森町移住・定住促進中古住宅取得補助金
について、高森町移住・定住促進中古住宅取得補助金交付要綱第7条第1項の規定により下
記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 申請者区分 移住者・その他
- 3 中古住宅の概要
住宅の所在地 高森町大字

様式第6号(第9条関係)

年 月 日

高森町長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

㊟

高森町移住・定住促進中古住宅取得補助金交付請求書兼実績報告書

年 月 日付で交付決定のあった高森町移住・定住促進中古住宅取得補助金について、下記のとおり完了したので関係書類を添えて実績報告します。

よって、補助金を交付されるよう、高森町移住・定住促進中古住宅取得補助金交付要綱第9条の規定により請求します。

記

1 補助金請求額 金 円

2 申請者区分 移住者・その他

3 添付書類

- (1) 売買代金の支払を証明できる書類(領収書又はこれに準ずるものの写し等)
- (2) 中古住宅の写真
- (3) その他町長が必要と認めるもの

4 振込指定口座

金融機関	
本支店名	
口座種別	普通 当座 その他()
口座番号	
フリガナ 口座名義人	

※申請者が口座名義人となっているもの

様式第7号(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

高森町長

高森町移住・定住促進中古住宅取得補助金取消通知書

年 月 日付けで申請のあった高森町定住促進中古住宅取得補助金について、高森町移住・定住促進中古住宅取得補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおり取り消したので通知します。

記

1 取消し理由

様式第 8 号(第 11 条関係)

第 号
年 月 日

様

高森町長

高森町移住・定住促進中古住宅取得補助金返還命令書

年 月 日付けで交付決定のあった高森町移住・定住促進中古住宅取得補助金について、高森町移住・定住促進中古住宅取得補助金交付要綱第11条の規定により下記のとおり返還するよう通知します。

記

- 1 補助金返還命令額 金 円
- 2 補助金返還期限 年 月 日
- 3 補助金返還命令理由 高森町移住・定住促進中古住宅取得補助金取消通知書のとおり

様式第1号 (第6条関係)

様式第2号 (第6条関係)

様式第3号 (第6条関係)

様式第4号 (第6条関係)

様式第5号 (第7条関係)

様式第6号 (第9条関係)

様式第7号 (第10条関係)

様式第8号 (第11条関係)